

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

今回は、交通事故のうち、物損事故について、検討していきたいと思います。

「評価損」という聞き慣れないものもありますが、損害項目として、判例上、認められているものですので、参考にしてみてください。

Q₁

自動車修理業者の出した修理代について、すべて認められるのでしょうか。

A₁

修理代は、すべて損害として認められるわけではありません。まず、修理の範囲に関して、事故と関係のある損傷として、修理の必要性があるか、また、修理の工賃や過剰な修理となっていないかなど、通常、保険会社のチェックが入ります。

また、中古車など、その時価額が低く、修理代の方が高い場合、時価額を限度とした金額しか、修理代は見てもらえないケースが多いと思われます。

Q₂

修理した箇所のみの塗装だと、塗装しない部分と比べて、つややくすみに差がでてしまいます。そこで、全面塗装にしてもらいたいのですが、認めてもらえますか。

A₂

塗装の範囲について、部分塗装しか認めないか、全面塗装まで認めるか、ケース毎に異なるので、一概に言えません。

参考までに、部分塗装しか認めなかった判例（平成7年2月14日東京地裁判決）を紹介します。新車購入後約2年のキャデラックについて、部分塗装した場合、塗装部分と塗装しない部分のつややくすみに差が生じるとしても、部分塗装の範囲も考慮すると、その差異が外観に重大な影響を与えるものとはいえません。光沢の差は購入後2年近くを経過し、既に色褪せ等が生じていたためであることや全塗装にすると部分塗装の2倍以上の費用がかかることもあわせて考慮すると、過大な費用をかけて原状回復以上の利益を得させることになり、修理方法として、著しく妥当性を欠くものと言わざるを得ないから、部分塗装しか認めませんでした。

Q₃

2の回答が、部分塗装しか認められないとすると、塗装部分と塗装しない部分のつややくすみに差が出るので、まだ購入して2年しか経っていない高級車なのに、事故車ということが分かってしまいます。そこで、このような場合、車両の価値が下がったものとして、損害を認めてもらえないのでしょうか。

A₃

評価損として、認められる場合があります。評価損とは、一般に、事故当時の車両価格と修理後の車両価格の差額を言います。評価損には、①技術上の評価損、②取引上の評価損に分類されます。

①技術上の評価損とは、修理を行っても主として技術上の限界から事故車両の機能や外観に回復できない欠陥が残る場合の損害を言います。②取引上の評価損とは、事故歴があるという理由によって事故車両の交換価値が下落する場合の損害を言います。

一般化できませんが、評価損が認められる一応の目安として、外国車または国産人気車種の場合、初度登録から5年（走行距離で6万キロメートル程度）以上、その他の車種の場合初度登録から3年以上（走行距離で4万キロメートル程度）を経過すると評価損が認められにくい傾向があるようです。

ご質問の事例について、判例は、車両の車種、使用期間なども併せ考慮して、評価損（修理費の20%に相当する35万円）を認めております。